

誓約書は、下記の第1号から第4号に該当しない事を証明するものです。

記

(参考)

地方税法施行令第43条の15第15項

第1号

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより地方税法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第2号

免税軽油使用者が国税又は地方税法の滞納処分を受け、その滞納処分から起算して2年を経過しない者であるとき。

第3号

免税軽油使用者が国税もしくは地方税法に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(法において準用する場合も含む。)もしくは関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、もしくは執行を受けることがなくなった日またはその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。

第4号

免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち1から3までのいずれかに該当する者があるとき。

(注意)

※ 誓約に反する事実が判明した場合には、虚偽申請(免税証の不正受給)となる可能性がありますのでご注意ください。(10年以下の懲役または1000万円以下の罰金)

※ 免税軽油使用者証、免税証交付後に誓約に反する事実が生じた場合には、免税軽油使用者証、免税証の返納を命じられることがあります。